

**意見募集に寄せられた意見及び
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について**

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関する意見

1 「違法情報」に関する改訂内容への意見

【改訂内容】

- ・ 「麻薬特例法違反」に関し、「規制薬物の濫用を公然、あおり、又は唆す行為」の類型について、取り扱う情報を明確にするため、「薬物犯罪等の実行」及び具体的事例の追加等の改訂を行う。
- ・ 「売春防止法違反」に関し、取り扱う情報をより明確にするため、その判断基準の要件を修正する等の改訂を行う。「携帯電話不正利用防止法違反」に関し、取り扱う情報をより明確にするため、その判断基準の要件を修正する等の改訂を行う。
- ・ そのほか、違法情報全般につき、運用状況等を踏まえて表現の見直し、例示の追加等を行う。

【寄せられた意見及び意見に対する考え方】

No.	寄せられた意見	意見に対する考え方
	なし	なし

2 「有害情報」に関する改訂内容への意見

【改訂内容】

- ・ 「①情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」に関し、通報の中に多く含まれる「わいせつ物の頒布等」を例示に追加するとともに、電子掲示板の書き込み等に誘引された電車内等における痴漢行為が社会的問題となっていることを踏まえて、「痴漢行為を誘引等する情報」を例示に追加する。そのほか、取り扱う情報をより明確にするため、表現の見直し等の改訂を行う。
- ・ 「②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」に関し、規制薬物の広告であると相当程度疑われる書き込み等に係る通報の増加等を考慮して、「規制薬物の広告」を例示に追加する。

【寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	実際の画像等の内容を確認せずに「性器無修正のDVD」という表現が記載されていることだけでわいせつ物と判断するのは、営業の自由、表現の自由に対する侵害となるのではないか。	「公序良俗に反する情報」類型①は、情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報をいうことから、「わいせつ物」についても、インターネット上の情報自体から該当性を判断すべきと考えられます。もっとも、運用に当たっては、例示に挙げたサンプル画像等の情報を考慮する等して、わいせつ物と判断される情報の範囲が過度に広範にならないよう、ホットラインセンターにおいて留意が必要と考えます。
2	痴漢行為を例示に追加した根拠が示されていない。	痴漢行為にかかる例示の追加は、電子掲示板の書き込み等に誘引された電車内等における痴漢行為が社会的に話題となっていることを背景とするものであり、これはホットライン運用ガイドライン改訂案「平成21年度改訂の概要」にも記載されていることから、その根拠は示されているものと考えます。
3	一地方自治体(東京都)の条例を根拠として、刑法に規定のない痴漢行為の呼びかけを有害情報として扱うべきではない。(類似意見 他4件)	痴漢行為は、全国47都道府県において刑事罰の対象となる違法な行為とされており、改訂案においては対象となる行為の具体的な態様を明らかにするため、例示として東京都迷惑防止条例を挙げているにすぎないことから、ホットラインセンターにおける運用の対象とする点に問題はないものと考えますが、ご指摘を踏まえ、関係条文に上記の趣旨を付記しました。

3 その他の改訂内容に関する意見

【改訂内容】

- ・ ガイドライン中の項目、判断基準の要件の追加等に対応するため、項目番号を付する等体裁を変更する。

【寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	全体的に細かい「単語」に拘っているような印象を受けるが、適切な運用がなされるかどうか不安がある。	ホットライン運用ガイドラインのより厳格かつ適切な運用がなされるよう、表現や体裁の見直しを図ったものですが、ホットラインセンターにおける運用に当たり貴重な意見として承ります。
2	公序良俗に反する情報における「考慮するものとする」という文言は不明確であるから、これを明確な表現に変更するか、削除すべきである。	公序良俗に反する情報類型①の要件自体は明確に示されており、それらを充足しているか否かの判断に当たって、各例示に応じて示された要素を考慮するとしたものであることから、ご指摘のような批判は当たらないものと考えます。

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関する意見

1 ホットライン運用ガイドラインに対する意見

【寄せられた意見の概要】

寄せられた意見の概要	意見に対する考え方
公序良俗に反する情報の類型②「違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」という基準は不明確であり、そもそも違法か否かの判断をホットラインセンターが行うべきでないことから、削除すべきである。	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない意見につきましては、今後の改訂等に当たっての参考とさせていただきます。
「有害情報」という文言は、それが有害と判断される根拠となる資料を示すことなく使用すべきではない。	
「インターネット上の……違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている」という記載について、その根拠となる資料を示すべきである。	
ホットライン運用ガイドライン第6「(ホットラインセンターからの依頼に対し、プロバイダ等が)ホットラインセンター設立の趣旨等に照らして適切な対応を行うことが社会的に期待される」という記載について、期待される根拠が示されておらず妥当でないことから、削除すべきである。	
わいせつ物公然陳列、児童ポルノ公然陳列、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為等、全体的に定義があいまいである。	
(類似意見 他2件)	
ガイドラインは表現の自由等憲法に十分配慮した内容にすべきである。	
(類似意見 他23件)	
ネットに対する検閲となるような改訂は行うべきではない。	
(類似意見 他2件)	
マンガ、イラスト等の創作物はガイドラインの適用対象外とすべきである。	
(類似意見 他26件)	
「マンガ子どもポルノ」という造語を使用すべきではない。(類似意見 他28件)	
犯罪に直接つながる情報のみをガイドライン	

による規制の対象とすべきである。 (類似意見 他27件)	
-------------------------------------	--

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に対する意見

【寄せられた意見の概要】

寄せられた意見の概要	意見に対する考え方
違法・有害情報に対しては、プロバイダ等への送信防止措置依頼等を実施するのみならず、当該情報を流通させた者の検挙等を通じて、実質的かつ抜本的な対策を行うべきである。 (類似意見 他2件)	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない意見につきましては、ホットラインセンターにおいて今後の運用の参考とさせていただきます。
削除依頼を行う基準を公開するなどして、運用の公平性・透明性を確保すべきである。 (類似意見 他4件)	
表現の自由等の人権に配慮した運用を行うべきである。(類似意見 他3件)	
ネットに対する検閲となるような運用は行うべきではない。 (類似意見 他2件)	
ホットラインセンターが運用の過程で取得した情報は、特定のフィルタリング事業者のみならず、広く国民一般に対して提供すべきである。	
ホットラインセンターに、違法・有害情報該当性を判断する権限を持たせるべきではない。 (類似意見 他1件)	

※項目別意見数の集計に当たり、一つの意見が複数の項目に該当する場合は、重複して計上しています。